

きりばたけ

通信

76号

令和7年3月号（年4回）

札幌司法書士会 会長 後藤力哉

編集担当責任者 番井菊世

<https://sapporo-shiho.or.jp/>

〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目3番地

パークイースト札幌2階

電話 011-281-3505

FAX 011-261-0115



相続対策、生前贈与は必要？

前号に引き続き、令和6年4月1日から相続登記が義務化したことにより、話題になっているものとして「生前贈与」があります。財産をもった方が亡くなったときに手続きが大変そうなので、亡くなる前、生前に贈与をすればよいのではないかと相談を受けることが増えてきたように思います。今回は、どんなときに生前贈与がよいのか、生前贈与のメリットデメリットをご紹介します。



前は遺言書の話だったけど、亡くなったときではなく、生前に自分の財産を渡してしまうということもできるよね。

そうだね。遺言はその人が亡くなったときに効力が発生するけど、生きているうちに財産を譲りたいこともあるよね。



司法書士 安東



例えば、父親が持っている土地を長女に生前贈与したいとき、どうすればよいの？

その場合、お父さんが長女に土地を譲りたい意思表示をして、長女がそれを受け取る意思表示をすれば、それで土地の所有権は移転するよ。



父親に他に子供がいる場合、そのひとたちの承諾はいらないの？

いらないよ。贈与は、当事者同士の意思表示のみで成立するから、他の子供たちの承認はいらなし、知らせなければならぬ義務もないよ。



じゃあ、お父さんの相続発生まで待たないで名義が移せるんだね！

移せるよ。けれど、生前に財産を移動させた場合、原則相続時の手続きに比べて各種の税金が高いことがあるんだ。



あ、贈与税か！その他にもあるの？

土地の場合、所有者の名義を変更するときに「登録免許税」という税金が発生するけど、これは不動産の評価に対して、生前贈与だと2%、相続だと0.4%と5倍ちがうんだ。





5倍も違うんだね！

相続は、人は誰もが皆いつかは亡くなるという、避けられないことで発生するけど、贈与は生きているうちにあえて財産を移動させているから、難しいことをいうと法律効果の性質が違うんだよ。



税金関係は、専門家にきかないと怖いね。

そうだね。他にも不動産取得税という税金もあるし、家族間の贈与だと税金控除の制度が色々あるけれど要件に合致するかの判断が必要だし、生前贈与については、必ず税理士さんや税務署に確認をしなければならないよ。



そうか～当事者だけで手続きできるなら、いいと思ったんだけどなあ。

いやいやきりちゃん、税金だけでなく、その分長女だけが得をするかどうかは、特別受益などの相続人の公平を保つためのルールもあるから、そう簡単じゃないんだよ。



色々なことを考慮しないとね。

そうだね。相続対策といっても、対策したいのが①相続の内容 ②税金 ③手続きの難度 は別々の要素になるので、どの点について心配ごとがあるのか考えてから、手続きを決める必要があるね。



なるほど、①は、相続人の仲がよくないとか、どの財産を誰にあげたいとか、②はどの手続きをつかうかによってかかる税金負担がどれくらいになるか、③は手続きに必要な登場人物が連絡が取れなかったり、判断能力が低下したりという問題ということだね。

それらが混ざり合っていることもあるけどね。われわれ司法書士が専門としている土地や建物は、評価額が高くなる資産だから、税金については慎重になるよ。税理士さんや税務署への確認をお願いすることが多いんだ。



一般的にはふわっと「税金」としかわからないこともあるものね。色々な士業さんとの連携が必要なんだね。

今はインターネットで様々な情報が調べられるけれど、もちろん完璧じゃないから参考程度に考えておかないとね。今回は、生前の贈与は当事者のみで行えるけど、税金に注意という点を抑えておいて欲しいな。



「きりばたけ」のバックナンバーはここで読めます

